森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年9月5日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年8月24日農林水産省告示第996号 (保安林の指定施業要件の変更)

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
岩崎行男	静岡市葵区梅ヶ島字ヲタマ7	静岡市役所
伊藤春吉	静岡市葵区梅ヶ島字中瀬 11 の 2	静岡市役所
堀井伸一郎	静岡市葵区梅ヶ島字中瀬 16、17	静岡市役所
望月正美	静岡市葵区梅ヶ島字マトウ37の2、42	静岡市役所